

令和5年5月2日

保護者様

埼玉県立滑川総合高等学校長 中村 司

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対応について（お知らせ）

惜春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動に特段の御支援・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、5月8日（月）より新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されます。それに伴い埼玉県教育委員会からの通知「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染対策について」等を踏まえて、今後新型コロナウイルス感染症に対して、以下のように対応いたします。

記

1 出席停止等の扱いについて

①生徒本人が陽性者と判定された場合

PCR検査等で陽性と判定とされた場合、発症日（熱・風邪症状等が出た日。無症状者の場合は検体採取日）から5日経過し、かつ、回復したのち1日経過するまで出席停止となります。

②生徒本人に発熱・風邪症状等がある場合

医師から登校を控えさせるように指示があった場合は出席停止となります。

③同居している家族等が陽性者とされる、または風邪・発熱症状がある場合

出席停止の対象にはなりません。

④その他

学級あるいは校内で陽性者が発生し、基礎疾患等があり重症化リスクが高い生徒について、主治医の見解を確認のうえ、登校すべきではないと判断された場合は、出席停止となります。

2 部活動について

①部活内の陽性者発生による部活動停止処置はおこないません。

ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等は、必要に応じて活動停止を判断します。

②活動停止した部活動の大会参加については、教育委員会及び大会等主催者と協議のうえ、参加の可否を判断します。

3 その他

①マスクの脱着については強制しません。しかし熱中症の恐れ等健康上問題がある場合は外してください。また、通勤ラッシュ時など社会一般に着用が推奨される場面では着用を推奨します。

②常時換気に努め、こまめに手指の手洗い感染防止に努めてください。

埼玉県立滑川総合高等学校
担当 教頭 廣瀬 和義
TEL 0493-62-7000